# 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護
# ケアハウス一晃運営規程

（事業の目的）

第1条　社会福祉法人寿宝会が開設するケアハウス一晃（以下「事業所」という。）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2　介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条　事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

①　名称　　ケアハウス一晃

②　所在地　　豊川市御津町赤根山田 12 番地

③　特定施設の類型　　混合型

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①　管理者　1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②　従業者

生活相談員　　1名

看護職員　　2名以上

介護職員　　12名以上

看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入所者生活介護の提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入所者にサービスの提供を行う。

機能訓練指導員　1名以上

計画作成担当者　1名以上

従業者は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う。

（入所定員及び居室数）

第5条　特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

①　ケアハウス一晃の定員50名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は50名とする。

②　居室数50室のうち、特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は50室とする。

（特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等）

第6条　特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

①　入浴（毎日）、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

②　日常生活動作の機能訓練（週2回）

③　療養上の世話

④　健康チェック（月1回）

2　洗濯機使用料1回　110円、乾燥機使用料1回　220円

3　送迎料金　町内1往復　155円　　町外1往復　410円

4　理美容代　実費

5　おむつ代　実費

6　個別的な選択による介護サービス利用料（特別な受診付き添い）　1回2500円

7　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

8　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続）

第7条　生活相談員等は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第8条　生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

①　規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

②　共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（緊急時等における対応方法）

第9条　生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第10条　事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

２　事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第11条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護従業者その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより緊急やむを得ない理由を記録する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人寿宝会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

改正

| | | |
|---|---|---|
| 平成１６年 | ５月 １日 | 第５条 入所定員及び居室数 |
| 平成１６年 | ９月 １日 | 第５条 入所定員及び居室数 |
| 平成１７年 | ４月 １日 | 第４条 従業員数 |
| | | 第５条 入所定員及び居室数 |
| 平成１７年 | ５月 １日 | 第４条 従業員数 |
| | | 第５条 入所定員及び居室数 |
| 平成１８年 | ３月２１日 | 第４条 従業員数 |
| | | 第５条 入所定員及び居室数 |
| 平成１８年 | ４月 １日 | 介護予防特定施設入居者生活介護開始 |

| | |
|---|---|
| 平成２１年１１月　１日 | 第４条 従業員数 |
| | 第５条 入所定員及び居室数 |
| 平成２３年１０月　１日 | 第４条　従業員数 |
| 平成２４年１０月　１日 | 第４条　従業員数 |
| | 第５条 入所定員及び居室数 |
| 平成２５年１０月　１日 | 第４条　従業員数 |
| 平成２６年　４月　１日 | 第４条　職員職種、員数 |
| 平成２７年　１月　１日 | 第４条　職員職種、員数 |
| | 第６条　利用料等 |
| 平成２７年　８月　１日 | 第６条　利用料等 |
| 平成２７年　８月２１日 | 第４条　従業員数 |
| 平成２８年　７月　１日 | 第４条　職員職種、員数 |
| 平成２９年　６月　１日 | 第４条　職員職種、員数 |
| 平成２９年　８月２１日 | 第４条　職員職種 |
| 平成２９年　９月２１日 | 第４条　職員職種 |
| 平成３０年　１月　１日 | 第４条　職員職種、員数 |
| 令和　１年　６月　１日 | 第４条　職員職種、員数 |
| 令和　１年　７月２１日 | 第４条　職員職種、員数 |
| 令和　１年１０月　１日 | 第４条　職員職種、員数 |
| | 第６条　利用料等 |
| 令和　１年１０月２１日 | 第４条　職員職種、員数 |
| 令和　２年　３月　１日 | 第４条　職員職種、員数 |
| 令和　３年　６月　１日 | 第４条　職員職種、員数 |
| 令和　３年　８月　１日 | 第１１条　虐待防止に関する事項 |
| | 第１２条　その他運営についての留意点 |
| 令和　4年１０月　１日 | 全文改定 |